公売公告別紙

公売保証金の振込先等について

１　入札に御参加頂ける場合は、お手数ですが公売保証金を納付期限までに次の口座あて電信扱いにより振り込んでください。

公売保証金の納付期限は、**令和９年４月16日（金）午後２時**です。

なお、領収証書は後日送付します。

肥後銀行　熊本駅前支店　　普通預金　　口座番号　1549535

「熊本国税局 歳入歳出外現金出納官吏 財務事務官 大城戸　有里」

クマモトコクゼイキョク　サイニュウサイシュツガイゲンキンスイトウカンリ　ザイムジムカン　オオキド　ユリ

注　①　振込は入札者名でお願いします。

②　振込手数料は、入札者の負担となります。公売保証金から差引かないでください。

③　口座の名義人は、省略せず記入してください。

２　１の公売保証金を振り込んだ際に金融機関から交付を受けた証明書（振込金受取書又は振込受付書）を、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に貼付し、「入札書（専用の封筒に封入のこと）」及び「公売保証金の充当申出書」といっしょに、次のあて先まで郵送又は持参してください（令和９年４月**16日（金）午後５時**までに要必着）。

[提出先]

〒860-8603

熊本市西区春日２丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟

熊本国税局　徴収部　特別整理第１部門　評価公売専門官

※　ご不明の点がありましたら、担当者までお問い合わせください。

担当者：橋本、吉野

電話０９６－３５４－６１７１　内線６２５１

公売に関し重要と認められる事項

１　公売保証金の提供方法

⑴　入札書の提出（郵送）前に公売保証金の納付が必要です。

公売保証金の納付の方法は、次のイまたはロのとおりです。

イ　現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行（銀行法に基づく銀行のほか、信用金庫を含む。以下同じ。）の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下同じ。）により公売担当者に直接納付してください。

ロ　公売保証金の金額を、指定した預金口座に振り込む方法により納付してください。

預金口座(振込先)は、熊本国税局特別整理第一部門にお問い合わせください。

振込みに当たっては、売却区分ごとに「電信」扱いで、また、振込人(入札者)の氏名(名称)の前に、その区分番号(売却区分番号)を必ず記載してください。

なお、振込手数料は振込人(入札者)の負担となります。

また、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」は太い枠内を必ず記載すると共に、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書(原本)」を、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼付してください。

公売保証金の入金の確認後に領収証書を郵送します。

公売保証金の納付の期限までに公売保証金の入金が確認できない場合、入札は無効となります。

⑵　公売保証金の納付の期限

令和９年４月16日（金）　午後２時

２　陳述書等の提出について

⑴　入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときは、入札は無効となります。

⑵　暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は、暴力団員でなくなった日から５年を経過しないものをいいます。

⑶　入札者または自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿にかかる登記事項証明書等）を提出する必要があります。

⑷　入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。

⑸　売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

買受人または自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。

３　入札までの手続き

(1)　入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿を確認してください。

(2)　入札に当たっては、次の書類が必要です。

イ　共通事項

入札書又は入札書（共同入札用）

入札書提出用封筒(内封筒)

公売保証金振込通知書兼払渡請求書（上記１の(1)のロの場合）

公売保証金の充当申出書（上記１の(1)のロの場合）

暴力団員等でない旨の陳述書（法人の場合は「陳述書法人用別紙」を含む）

農地については、買受適格証明書

ロ　代理人が入札する場合

委任状及び委任者の印鑑証明書

ハ　共同入札の場合

共同入札代表者の届出書

(3)　公売公告に記載された見積価額以上の金額を入札書の入札価額欄に記載してください。

※ 入札書等の用紙は、熊本国税局特別整理第一部門に用意しておりますので、お問い合わせください。

なお、お問い合わせの受付時間は、平日 9 時から 17 時となっております。

４　開札期日から追加入札までの手続き

(1)　開札期日及び開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日(時間)及び場所において、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

(2)　最高価申込者の決定の方法及び通知

最高価申込者の決定は、熊本国税局において、**令和 9 年 4 月 19 日（月）**午前 9 時 00 分に公売財産の区分(売却区分)ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに通知します。

(3)　次順位買受申込者の決定の方法及び通知

入札価額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。

次順位買受申込者に対しては、次順位買受申込者の決定後、速やかに通知します。

(4)　追加入札の方法

開札の結果、見積価額以上で最高の価額の入札者が２名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申

込者を決定します。

なお、追加入札に当たっては次のイ及びロに注意して下さい。

イ　追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

ロ　追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後２年間は公売への参加が制限される場合があります。

くじは追加入札の開札後に速やかに行いますが、該当者が開札の場所にいない場合は公売事務を担当していない職員が代理で行います。

(5)　追加入札の日時・場所等

イ　入札の日時・場所

令和9年4月20日（火）午前9時00分から令和9年4月22日（木）午後5時00分まで

熊本国税局

ロ　入札の方法

期間入札

ハ　開札の日時・場所

令和９年４月23日（金）　午前９時00分

熊本国税局

ニ　最高価申込者決定の日時・場所

令和９年４月23日（金）　午前９時00分

熊本国税局

ホ　売却決定の日時・場所

令和９年５月14日（金）　午前10時00分

熊本国税局

ヘ　買受代金の納付の期限

令和９年５月14日（金）　午後２時00分

５　公売保証金の返還

最高価申込者及び次順位買受申込者を定めた場合において、他の入札者が納付した公売保証金は、「払渡請求書」を提出していただいた後に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金の納付後、「払渡請求書」を提出していただいた後に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

なお、公売担当者に直接納付された場合については、「払渡請求書」を提出してください。「払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

６　公売財産の権利移転手続き

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により当局が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととなりますので、買受人は必要書類を添付の上、速やかに当局に対して、権利移転の登記又は

登録の請求を行ってください。

なお、所有権移転について、農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続に際して、その証明書等を提出してください。

また、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

７　次順位買受申込者の売却決定

次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

８　公売への参加制限

以下の行為があった場合には、国税徴収法第 108 条第１項の規定により、その事実があった後２年間公売への参加が制限されます。

⑴　公売を妨害したり、不正を行った場合

⑵　正当な理由なく、代金の納付の期限までにその代金を納付しなかった場合

以下余白